

資料2

2016年6月24日

水産政策審議会企画部会
部会長 馬場 治 殿

水政審第60回企画部会への意見提出について

委員 大森 敏弘

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
第60回企画部会開催にあたりまして、以下のとおり意見を提出させていた
だきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

1. 全体的な議論の進め方にについて

- 基本計画は水産基本法に基づくものだが、基本計画全体の構成をどう捉えて、これまでの基本計画では何を達成して、何が不足しているか等の全体を通じた議論の場がない。

全体的な構成を一度議論すべきではないか。

2. 今回配布資料に対する意見

I 現状 (P2)

P2 アウトプットコントロールの例としてTAC、IQとあるが、国が行う公的管理以外に、漁業者が自主的に行っている沿岸漁業におけるアウトプットコントロールも多数例がある（一日一人当たり10kgなど）。

これらの取組について、等という範疇でかたづけるべきでない。

また、以降の記述は、全体的にアウトプットコントロール、とりわけTAC、IQに特化したとしたしか思えない表記であり、沿岸を中心としたインプット、テクニカルのコントロールが必ず横にあることを明記し、そのうえで、資源管理全体を評価すべき。今の記述ではそうならない。

II 資源評価 (P4~11)

P5 気候変動や外國漁船による影響に一応は触れているが、資源減少の要因

を漁業者のみに責をしている感がいまだに強い。

P 6 他の予測との比較で「天候水温や潮流変化」も不確実性に入れるべき。

P 7 漁業者からの漁獲情報とあるが、沿岸漁業者からの漁獲情報（漁協で把握）のほか、漁場や海況などの情報をどのように蓋然性あるデータとしていくかが課題。

P 10 現在の調査船の減少および小型化による観測範囲の縮小など、現在の調査船の規模での観測では限界がある。調査船の充実や、漁船等を活用した資源評価も検討することことで、資源評価の精度向上をめざす取り組みを検討すべき。

P 11 「対応の方向」は、これまでの取組の焼き直しに過ぎない。次の5年間での新たな基軸を打ち出すべき。気候変動、外国漁船の影響のほか、開発行為等、水環境政策など、さまざまな資源の変動要因があるのではないか。これらをしつかりと分析・評価する精度をあげる研究をしていくべき。その上で、漁業者の乱獲が減少要因であれば、厳しい管理制度の実施も何ら避けるものではない。

漁業者が現在の資源評価に十分な納得感を示していないことは、突き詰めれば、ABCの評価に納得していないということ。ABCのシナリオの在り方等を含め、原点に返った資源評価の研究の充実を課題・対応方向とすべき。

P 12 「漁業者に資源状況を理解してもらう」という表現は、上から目線の表現ではないか。資源状況は、資源に依存する漁業者にとって最大の関心事であり、言われるまでもないこと。前述のとおり、なぜ漁業者感覚とのずれがあるのかきちんと説明し理解を求める方策をとっていくことが重要ではないか。

III 資源管理方策 (P 12 ~ 20)

P 13 資源管理計画 1869 で漁業生産量の 9 割をカバーとあるが、その内容と、P 15 現状のところ計画数 1400 との違いを説明してほしい。

P 15 「資源減少横ばい」で、いきなり「管理措置の見直し・追配」につなげているのは短絡的。環境要因等外的要因との見極めをするべきである。

P 15 課題として、広域資源について個々の取組では不十分としているが、20 ページの今後の方針においては、その解決策が示されていない。「必要な場合、国が積極的に関与し、休漁支援や漁具の改善、種苗放流の国による直接実施などを」等、明確に対応方向を示すべき。

P 16 前述のとおり、ABC の科学的な実効性の再評価が必要ではないか。漁業者の納得感のなさの根本がここにあるのではないか。

P 16 TAC、IQ以外にも様々な手法がある。なぜこの2つに拘るのか。
「数量管理の充実（P 16～19）として多くのページを割いているが、
国として出口管理のみを指向しているような取りまとめには反対。

P 17 マダラについてこれほど課題が山積していてもTACに拘る理由は何か。
まずは「これまで把握した課題」に向き合うべきである。あくまで
TACありきで進めるのは、強引な手法であり、これまでの沿岸漁業者
の取組を否定・排除するもの。他の管理措置の選択肢も広げ検討すべき。

P 19 サバ類の試験においては、今年はIQの成果が検証できなかつたのではなく、明らかに今回のどのような漁場形成となる場合については、IQは機能しないということをはつきり示すべき。その上で、長期的な試験実施の中で評価を行うべき。

P 19 地域性魚種については、既に自主的な量規制を行い成功している例もあり、魚種や漁業種類の特徴によってどのような手法で管理するべきか検討するべき。

P 20 資源評価だけでなく、資源管理手法についても国民の理解を得る努力・普及を行うべき。

P 20 漁法の違い、多獲性魚種・少量多品種ごとの管理の特徴、国・県の責任と役割など、とりわけ沿岸と沖合のコントラストを明確にし、進めるべき。

密漁対策（P 25）

P 25 記載の対策はこれまで行ってきた取組の整理に過ぎない。ここまでやつてもなお、密漁ではなくならず、むしろ増加している状況にある。「課題」と「対応の方向」をしつかり記述していただきたい。「対応の方向」として、国としての取組方策を計画化・推進し、併せて国民に対する普及啓発を実施することを記載してほしい。

P 25 沖合域の密漁対策として、人工衛星を活用した対策など最新技術の活用も推進すべき。

以上